

○固定資産評価基準 平成27年度基準【部分掲載】(No.46 平成26年6月26日告示第217号一部改正)

昭和38年12月25日	自治省告示第158号・新規制定	(現No.01)	平成17年11月18日	総務省告示第1289号・一部改正	(現No.34)
昭和39年01月25日	自治省告示第3号・一部改正	(現No.02)	平成17年12月16日	総務省告示第1345号・一部改正	(現No.35)
昭和39年12月28日	自治省告示第158号・一部改正	(現No.03)	平成18年12月27日	総務省告示第684号・一部改正	(現No.36)
昭和40年12月28日	自治省告示第174号・一部改正	(現No.一)	平成19年03月30日	総務省告示第195号・一部改正	(現No.37)
昭和41年10月21日	自治省告示第142号・一部改正	(現No.04)	平成19年10月02日	総務省告示第551号・一部改正	(現No.一)
昭和42年12月25日	自治省告示第180号・一部改正	(現No.05)	平成19年12月28日	総務省告示第719号・一部改正	(現No.38)
昭和44年12月27日	自治省告示第201号・一部改正	(現No.06)	平成20年08月11日	総務省告示第435号・一部改正	(現No.39)
昭和46年12月28日	自治省告示第236号・一部改正	(現No.07)	平成20年09月22日	総務省告示第535号・一部改正	(現No.一)
昭和47年12月28日	自治省告示第304号・一部改正	(現No.08)	平成20年12月16日	総務省告示第680号・一部改正	(現No.40)
昭和48年07月23日	自治省告示第124号・一部改正	(現No.09)	平成21年04月01日	総務省告示第225号・一部改正	(現No.41)
昭和50年12月22日	自治省告示第252号・一部改正	(現No.10)	平成21年12月25日	総務省告示第577号・一部改正	(現No.42)
昭和53年11月08日	自治省告示第190号・一部改正	(現No.11)	平成22年12月24日	総務省告示第441号・一部改正	(現No.43)
昭和56年12月01日	自治省告示第218号・一部改正	(現No.12)	平成23年06月27日	総務省告示第230号・一部改正	(現No.44)
昭和57年12月28日	自治省告示第244号・一部改正	(現No.13)	平成23年11月28日	総務省告示第493号・一部改正	(現No.45)
昭和59年12月25日	自治省告示第214号・一部改正	(現No.14)	平成26年06月26日	総務省告示第217号・一部改正	(現No.46)
昭和62年12月23日	自治省告示第191号・一部改正	(現No.15)			
平成02年12月25日	自治省告示第203号・一部改正	(現No.16)			
平成05年11月22日	自治省告示第136号・一部改正	(現No.17)			
平成08年09月03日	自治省告示第192号・一部改正	(現No.18)			
平成08年10月24日	自治省告示第242号・一部改正	(現No.19)			
平成08年12月24日	自治省告示第289号・一部改正	(現No.20)			
平成10年03月16日	自治省告示第87号・一部改正	(現No.21)			
平成11年05月18日	自治省告示第132号・一部改正	(現No.22)			
平成11年09月14日	自治省告示第198号・一部改正	(現No.23)			
平成12年01月28日	自治省告示第12号・一部改正	(現No.24)			
平成12年09月01日	自治省告示第217号・一部改正	(現No.25)			
平成12年12月28日	自治省告示第306号・一部改正	(現No.26)			
平成14年07月09日	総務省告示第409号・一部改正	(現No.27)			
平成14年12月06日	総務省告示第656号・一部改正	(現No.28)			
平成16年01月27日	総務省告示第105号・一部改正	(現No.29)			
平成17年01月04日	総務省告示第1号・一部改正	(現No.30)			
平成17年03月07日	総務省告示第239号・一部改正	(現No.31)			
平成17年03月16日	総務省告示第295号・一部改正	(現No.32)			
平成17年08月11日	総務省告示第886号・一部改正	(現No.33)			

目次

- 第1章 土地
 - 第1節 通則
 - 第2節 田及び畑
 - 第2節の2 市街化区域農地 (追加:昭46.12告示236号)
 - 第3節 宅地
 - 第4節 削除 (削除:平08.12告示289号)
 - 第5節 鉱泉地
 - 第6節 池沼
 - 第7節 山林
 - 第8節 牧場
 - 第9節 原野
 - 第10節 雑種地 (一部改正:昭42.12告示180号、一部改正:平08.12告示289号)
 - 第11節 その他 (追加:平08.12告示192号)
 - 第12節 経過措置 (追加:平08.09告示192号、繰下:平08.12告示192号)

- 第2章 家屋
 - 第1節 通則
 - 第2節 木造家屋
 - 第3節 非木造家屋
 - 第4節 経過措置
- 第3章 償却資産
 - 第1節 償却資産
 - 第2節 取替資産の評価の特例
 - 第3節 鉱業用坑道の評価の特例

第1章 土地 (略)

第2章 家屋

第1節 通則 (略)

第2節 木造家屋

一 評点数の算出方法 略

二 部分別による再建築費評点数の算出方法 (一部改正:平10.03告示87号)

部分別による再建築費評点数の算出方法によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、当該木造家屋の構造の区分に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表によつて求めるものとする。

(後段削除:昭和47.12告示第304号、一部改正:平10.03告示87号)

木造家屋評点基準表によつて木造家屋の再建築費評点数を求める場合においては、各個の木造家屋の構造の区分に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表によつて当該木造家屋の各部分別に標準評点数を求め、これに補正項目について定められている補正係数を乗じて得た数値に計算単位の数値を乗じて算出した部分別再建築費評点数を合計して求めるものとする。

木造家屋の再建築費評点数は、次の「木造家屋再建築費評点数の算出要領」によつて算出するものとする。

[木造家屋再建築費評点数の算出要領]

1 木造家屋評点基準表の適用

木造家屋評点基準表の適用に当たつては、次によつて、各個の木造家屋に適用すべき木造家屋評点基準表を定めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

- (1) 各個の木造家屋の構造の相違に応じ、当該木造家屋について適用すべき木造家屋評点基準表を定める場合においては、その使用状況のいかんにかかわらず、当該木造家屋の本来の構造によりその適用すべき木造家屋評点基準表を定めるものとする。(後段削除:昭和47.12告示第304号)
- (2) 木造家屋の構造等からみて直ちに適用すべき木造家屋評点基準表を定めることが困難なものについては、当該木造家屋の構造等からみて最も類似している建物に係る木造家屋評点基準表を適用するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- (3) 一棟(ひとむね)の建物で二以上の異なつた構造を有する部分のある木造家屋については、当該各部分について、それぞれに対応する木造家屋評点基準表を適用するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

2 床面積の算定

各個の木造家屋の再建築費評点数を付設する場合の計算単位として用いる木造家屋の床面積は、各階ごとに壁その他区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として算定した床部分(階段室又はこれに準ずるものは、各階の床面積に算入するものとし、吹抜の部分は、上階の床部分に算入しないものとする。)の面積によるものとし、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 木造家屋評点基準表の部分別区分

木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。

(全改:平11.05告示132号、一部改正(建築設備、仮設工事追加):平14.07告示409号、一部改正(屋根、柱・壁体):平17.11告示1289号、全改(屋根、基礎、外壁、内壁、天井):平20.12告示680号、全改(基礎、柱・壁体、内壁、天井、床、建具):平23.11告示493号、**造作削除**、その他工事一部改正:平26.06告示217号)

部分別	内 容										
(1) 屋 根	<p>屋根小屋組(やねこやくみ)、屋根葺仕上(やねぶきしあげ)及び屋根葺下地(やねぶきしたじ)をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <p>ア 屋根小屋組(やねこやくみ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7) 和小屋組(わごやくみ)</td> <td>敷桁(しきげた)、小屋梁(こやばり)、小屋束(こやづか)、小屋貫(こやぬき)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こやしじかい)、母屋(もや)、棟木(むねぎ)、隅木(すみぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるぎ)</td> </tr> <tr> <td>(4) 洋小屋組(ようごやくみ)</td> <td>敷桁(しきげた)、陸梁(ろくばり)、合掌(がっしょう)、真束(しんづか)、対束(ついでづか)、釣束(ついでづか)、方杖(ほうづえ)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こやしじかい)、母屋(もや)、棟木(むねぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるぎ)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 屋根葺仕上(やねぶきしあげ)及び屋根葺下地(やねぶきしたじ) 裏板(うらいた)(野地板(のじいた)又は野地小舞(のじこまい)、土居葺(どいぶき)((柿板(けしいた)、檜板(ひのきいた)、杉板(すぎいた)、防水紙)、瓦棧(かわらざん)、土留棧(どどめざん)、葺土(ふきつち)、屋根面葺仕上(やねめんふきしあげ)材料(瓦(かわら)、金属板、スレート、セメント瓦(かわら)等)</p>	種 別	内 容	(7) 和小屋組(わごやくみ)	敷桁(しきげた)、小屋梁(こやばり)、小屋束(こやづか)、小屋貫(こやぬき)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こやしじかい)、母屋(もや)、棟木(むねぎ)、隅木(すみぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるぎ)	(4) 洋小屋組(ようごやくみ)	敷桁(しきげた)、陸梁(ろくばり)、合掌(がっしょう)、真束(しんづか)、対束(ついでづか)、釣束(ついでづか)、方杖(ほうづえ)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こやしじかい)、母屋(もや)、棟木(むねぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるぎ)				
種 別	内 容										
(7) 和小屋組(わごやくみ)	敷桁(しきげた)、小屋梁(こやばり)、小屋束(こやづか)、小屋貫(こやぬき)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こやしじかい)、母屋(もや)、棟木(むねぎ)、隅木(すみぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるぎ)										
(4) 洋小屋組(ようごやくみ)	敷桁(しきげた)、陸梁(ろくばり)、合掌(がっしょう)、真束(しんづか)、対束(ついでづか)、釣束(ついでづか)、方杖(ほうづえ)、火打梁(ひうちばり)、小屋筋違(こやしじかい)、母屋(もや)、棟木(むねぎ)、谷木(たにぎ)、垂木(たるぎ)										
(2) 基 礎	<p>建物を支える建物の基脚(ききゃく)部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7) 準備工事</td> <td>水盛(みずもり)、遺方(やりかた)、根切(ねぎり)</td> </tr> <tr> <td>(4) 地業工事(じぎょうこうじ)</td> <td>砂利地業(じやりじぎょう)、割栗地業(わりくりじぎょう)</td> </tr> <tr> <td>(9) 基礎工事</td> <td>鉄筋コンクリート等で築造する基礎本体部分</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(7) 準備工事	水盛(みずもり)、遺方(やりかた)、根切(ねぎり)	(4) 地業工事(じぎょうこうじ)	砂利地業(じやりじぎょう)、割栗地業(わりくりじぎょう)	(9) 基礎工事	鉄筋コンクリート等で築造する基礎本体部分		
種 別	内 容										
(7) 準備工事	水盛(みずもり)、遺方(やりかた)、根切(ねぎり)										
(4) 地業工事(じぎょうこうじ)	砂利地業(じやりじぎょう)、割栗地業(わりくりじぎょう)										
(9) 基礎工事	鉄筋コンクリート等で築造する基礎本体部分										
(3) 外 壁	<p>建物の外周壁(がいしゅうへき)の壁面仕上(かべめんしあげ)部分とその取付下地(とりつけしたじ)部分 をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7) 真壁(しんかべ)構造</td> <td>貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上(かべしあげ)材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材(いたざい)等)</td> </tr> <tr> <td>(4) 大壁(おおかべ)構造</td> <td>間柱(まばしら)の二分の一、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上(かべしあげ)材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材(いたざい)等)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(7) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上(かべしあげ)材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材(いたざい)等)	(4) 大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)の二分の一、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上(かべしあげ)材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材(いたざい)等)				
種 別	内 容										
(7) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上(かべしあげ)材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材(いたざい)等)										
(4) 大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)の二分の一、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地、ラス、壁仕上(かべしあげ)材料(モルタル、漆喰(しつくい)、その他各種板材(いたざい)等)										
(4) 柱・壁 体	<p>建物の壁体骨組(かべたいほねぐみ)を構成する部分のうち土台、柱及び木製(もくせい)パネル等の部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(7) 土台</td> <td>側土台(がわどだい)、間仕切土台(まじきりどだい)、火打土台(ひうちどだい)</td> </tr> <tr> <td>(4) 柱</td> <td>通柱(とおししら)、管柱(くだしら)</td> </tr> <tr> <td>(9) 木製パネル</td> <td>横框(よこがまち)、縦框(たてがまち)、横中棧(よこなかさん)、縦中棧(たてなかざん)</td> </tr> <tr> <td>(エ) 枠組壁体(かくりあきたい)</td> <td>上枠(うわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)、合板(面材)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(7) 土台	側土台(がわどだい)、間仕切土台(まじきりどだい)、火打土台(ひうちどだい)	(4) 柱	通柱(とおししら)、管柱(くだしら)	(9) 木製パネル	横框(よこがまち)、縦框(たてがまち)、横中棧(よこなかさん)、縦中棧(たてなかざん)	(エ) 枠組壁体(かくりあきたい)	上枠(うわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)、合板(面材)
種 別	内 容										
(7) 土台	側土台(がわどだい)、間仕切土台(まじきりどだい)、火打土台(ひうちどだい)										
(4) 柱	通柱(とおししら)、管柱(くだしら)										
(9) 木製パネル	横框(よこがまち)、縦框(たてがまち)、横中棧(よこなかさん)、縦中棧(たてなかざん)										
(エ) 枠組壁体(かくりあきたい)	上枠(うわく)、堅枠(たてわく)、下枠(したわく)、合板(面材)										

	(オ) その他 筋違(すじかい)、方杖(ほうづえ)、胴差(どうさし)										
(5) 内 壁	<p>間仕切壁(まじきりかべ)の両面、外周内壁(がいしゅうないへき)の壁面仕上(へきめんしあげ)部分とその取付下地(とりつけしたじ)部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 真壁(しんかべ)構造</td> <td>貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上(かべしあげ)材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材(かくしゅいたざい)等)</td> </tr> <tr> <td>(イ) 大壁(おおかべ)構造</td> <td>間柱(まばしら)の二分の一、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地(したじ)、ラス、壁仕上(かべしあげ)材料(クロス、漆喰(しつくい)、その他各種板材(かくしゅいたざい)等)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上(かべしあげ)材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材(かくしゅいたざい)等)	(イ) 大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)の二分の一、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地(したじ)、ラス、壁仕上(かべしあげ)材料(クロス、漆喰(しつくい)、その他各種板材(かくしゅいたざい)等)				
種 別	内 容										
(ア) 真壁(しんかべ)構造	貫(ぬき)の二分の一、小舞(こまい)の二分の一、壁仕上(かべしあげ)材料(粘土、砂、漆喰(しつくい)、その他各種板材(かくしゅいたざい)等)										
(イ) 大壁(おおかべ)構造	間柱(まばしら)の二分の一、胴縁(どうぶち)、木摺(きずり)、防水下地(したじ)、ラス、壁仕上(かべしあげ)材料(クロス、漆喰(しつくい)、その他各種板材(かくしゅいたざい)等)										
(6) 天 井	<p>天井面の仕上(しあげ)部分とその取付下地(とりつけしたじ)部分をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <p>釣木受(つりぎうけ)、釣木(つりぎ)、回縁(まわりぶち)、竿縁(さおぶち)、野縁(のぶち)、格縁(こうぶち)、天井板、塗装</p>										
(7) 造 作	<p>建物の装飾等の目的をもつて各部構造体に取り付けられるものをいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <p>数居(しきい)、鴨居(かまい)、長押(ながし)、釣束(つりづか)、楣(まぐさ)、窓台(まどだい)、付鴨居(つけかまい)、畳寄(たたみよせ)、中束(なかづか)、無目(むめ)、上枠(うわく)、壁枠(かべわく)、壁柱(かべむね)、下枠(したわく)、欄間(らんま)、手摺(てすり)、床間(とこま)(書院(しよいん)、脇床(わきどこ)を含む。)</p>										
(7) 床	<p>土間床(どまゆか)、転床(ころばしゆか)、束立床(つかたてゆか)及び階上床(かいじょうゆか)をいい、これに含まれるものは、おおむね次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 土間床(どまゆか)</td> <td>地盤面に直接割栗石(ちよくせつわりいし)等を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上などを施したものを。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 転床(ころばしゆか)</td> <td>玉石又はコンクリート叩きの上に根太(ねだ)を置き渡し、その上に直接床板を張つたものを。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 束立床(つかたてゆか)</td> <td>束石(つかいし)、床束(ゆかづか)、根拵(ねがらみぬき)、大引(おおびき)、大引受(おおびきうけ)、根太(ねだ)、足固(あしがため)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)</td> </tr> <tr> <td>(エ) 階上床(かいじょうゆか)</td> <td>梁(はり)、台輪(だいわ)、火打(ひうち)、方杖(ほうづえ)、根太(ねだ)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	(ア) 土間床(どまゆか)	地盤面に直接割栗石(ちよくせつわりいし)等を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上などを施したものを。	(イ) 転床(ころばしゆか)	玉石又はコンクリート叩きの上に根太(ねだ)を置き渡し、その上に直接床板を張つたものを。	(ウ) 束立床(つかたてゆか)	束石(つかいし)、床束(ゆかづか)、根拵(ねがらみぬき)、大引(おおびき)、大引受(おおびきうけ)、根太(ねだ)、足固(あしがため)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)	(エ) 階上床(かいじょうゆか)	梁(はり)、台輪(だいわ)、火打(ひうち)、方杖(ほうづえ)、根太(ねだ)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)
種 別	内 容										
(ア) 土間床(どまゆか)	地盤面に直接割栗石(ちよくせつわりいし)等を敷いてつき固め、その上にコンクリートを打つてモルタル仕上、タイル仕上などを施したものを。										
(イ) 転床(ころばしゆか)	玉石又はコンクリート叩きの上に根太(ねだ)を置き渡し、その上に直接床板を張つたものを。										
(ウ) 束立床(つかたてゆか)	束石(つかいし)、床束(ゆかづか)、根拵(ねがらみぬき)、大引(おおびき)、大引受(おおびきうけ)、根太(ねだ)、足固(あしがため)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)										
(エ) 階上床(かいじょうゆか)	梁(はり)、台輪(だいわ)、火打(ひうち)、方杖(ほうづえ)、根太(ねだ)、床板、床面仕上材料(畳、板張等)										
(8) 建 具	窓、出入口等建物の開口部に建て込まれる襖(ふすま)、障子(しょうじ)、板戸、ガラス戸、雨戸、出入口戸及び枠等をいう。										
(9) 建築設備	電気設備、ガス設備、給水設備、排水設備、衛生設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設備をいう。										
(10) 仮設工事	敷地の仮囲(かりがこい)、足場等の建物の建築に必要な準備工事又は工事中の保安のための工事をいう。										
(11) その他工事	(1)から(10)までのいずれの部分にも含まれない部分をいい、 出窓(でせ)、庇(ひさし)、樋(とい)及び階段樋(とい)、階段及び床間(とこま) 等がこれに含まれる。										

4 評点項目及び標準評点数

- (1) 「評点項目」は、木造家屋の構造に応じ、木造家屋評点基準表の各部分ごとに一般に使用されている資材の種別及び品等、施工の態様等の区分によつて標準評点数を付設するための項目として設けられているものであり、「標準評点数」は、評点項目の区分に従い、「標準量」(標準的な木造家屋の各部分別の単位当たり施工量をいう。)に対する工事費を基礎として算出した評点数である。再建築費評点数の付設に当たっては、木造家屋の各部分を調査し、各部分の使用資材の種別、品等、施工の態様等に応じ、該当する評点項目について定められている標準評点数を求めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- (2) 標準評点数は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用に基づいて、その費用の1円を一点として表しているものである。(一部削除:昭47.12告示304号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平23.06告示230号)
- (3) 各部分別の標準評点数を求める場合において一の部分に二以上の評点項目に該当する工事が施工されているときは、当該各評点項目に該当する工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合によつて平均標準評点数を求めるものとする。
- 平均標準評点数を求める算式例は、次のとおりである。

[算式例]

一の部分に a、b 及び c 三種の評点項目に該当する工事が施工されているときは、a、b 及び c それぞれの標準評点数に、a、b 及び c それぞれの工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合を乗じて求めた数値を合計して平均標準評点数を求めるものとする。

$$\begin{aligned}
 & a \text{ の標準評点数} \times a \text{ が当該部分に占める割合} = A \\
 & b \text{ の標準評点数} \times b \text{ が当該部分に占める割合} = B \\
 & c \text{ の標準評点数} \times c \text{ が当該部分に占める割合} = C \\
 & \text{当該部分の平均標準評点数} = A + B + C
 \end{aligned}$$

5 補正項目及び補正係数

- (1) 木造家屋の各部分の工事の施工量等が「補正項目及び補正係数」の欄の「標準」欄に定められている工事の施工量等と相違する場合においては、当該補正項目について定められている該当補正係数によって標準評点数を補正するものとする。この場合において、補正項目について定められている補正係数の限度内において処理することができないものについては、その実情に応じ補正を必要とする範囲内において、その限度を超えて補正係数を決定するものとする。
- (2) 一の部分に該当する補正項目が二以上ある場合の補正係数は、その該当する補正係数を連乗したものによるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

6 再建築費評点数

再建築費評点数は、各部分別の標準評点数に当該部分の補正係数を乗じて得た数値に、その計算単位の数値を乗じて求めた各部分別の再建築費評点数を合計して求めるものとする。

三～六 略

第3節 非木造家屋

一 略

二 部分別による再建築費評点数の算出方法 (一部改正:平10.03告示87号)

非木造家屋の再建築費評点数は、当該非木造家屋の構造の区分に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表によつて求めるものとする。

非木造家屋評点基準表によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合においては、各個の非木造家屋の構造の区分に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表によつて当該非木造家屋の各部分別に標準評点数を求め、これに補正項目について定められている補正係数を乗じて得た数値に計算単位の数値を乗じて算出した部分別再建築費評点数を合計して求めるものとする。

部分別による再建築費評点数の算出方法によつて非木造家屋の再建築費評点数を求める場合は、次の「非木造家屋再建築費評点数の算出要領」によつて算出するものとする。(一部改正:平10.03告示87号)

[非木造家屋再建築費評点数の算出要領]

1 非木造家屋評点基準表の適用

非木造家屋評点基準表の適用に当たっては、次によつて、各個の非木造家屋に適用すべき非木造家屋評点基準表を定めるものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

- (1) 各個の非木造家屋の構造の相違に応じ、当該非木造家屋について適用すべき非木造家屋評点基準表を定める場合においては、その使用状況のいかんにかかわらず、当該非木造家屋の本来の構造によりその適用すべき非木造家屋評点基準表を定めるものとする。
- (2) 非木造家屋の構造等からみて直ちに適用すべき非木造家屋評点基準表を定めることが困難なものについては、当該非木造家屋の構造等からみて最も類似している建物に係る非木造家屋評点基準表を適用するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)
- (3) 一棟(ひとむね)の建物で二以上の異なつた構造を有する部分のある非木造家屋については、当該各部分について、それぞれに対応する非木造家屋評点基準表を適用するものとする。

2 床面積の算定 (一部改正:平11.05告示132号)

各個の非木造家屋の再建築費評点数を付設する場合の計算単位として用いる非木造家屋の床面積は、各階ごとに壁その他区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として算定した床部分(階段室、エレベーター室又はこれらに準ずるものは、各階の床面積に算入するものとし、吹抜の部分は、上階の床部分に算入しないものとする。)の面積によるものとし、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。

3 非木造家屋評点基準表の部分別区分 (全改:平11.05告示132号)

非木造家屋評点基準表の部分別区分の内容は、次のとおりである。

(表一部改正:昭47.12告示304号、表全改:平11.05告示132号、表一部改正:平17.11告示1289号、主体構造部、基礎工事、仮設工事全改:平20.12告示680号、主体構造部全改:平23.11告示493号、その他工事一部改正:平26.06告示217号)

部分別	内容
(1) 主体構造部 (主体構造部の種別)	基礎、柱、梁(はり)、壁体(へきたい)、床版(ゆかばん)、小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)、階段等、家屋の主体となる構造部分をいう。 (鉄骨鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄骨と鉄筋で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打ち込んで硬化して構築したもの。 (鉄筋コンクリート造) 骨組を鉄筋で組み、その外部に型枠を構成し、これにコンクリートを打ち込んで硬化して構築したもの。 (鉄骨造) 形鋼(かたこう)と鋼板(こうばん)とを組合せ、ボルト接合又は溶接(ようせつ)によつて構築したもの。 (コンクリートブロック造) コンクリートブロックをモルタルをもつて組積し、鉄筋で補強したもの。
(2) 基礎工事	建物の荷重を支える地下構造部分を築造するための根切(ねぎり)工事、建物による荷重と地盤の状況に応じて施工する杭打地業(かううちじぎょう)業及び割栗地業(わりくりじぎょう)等をいう。ただし、軽量鉄骨造建物(住宅・アパート用建物)においては、水盛(みずもり)及び遣方(やりかた)を含む。
(3) 外周壁骨組	建物の外周壁(がいしゅうへき)の骨組で主体構造部を構成しないものをいう。
(4) 間仕切骨組	内部の各部屋を区画する間仕切の骨組をいう。

(5) 外部仕上	建物の外周壁(がいしゅうへき)の仕上部分とその下地部分をいう。
(6) 内部仕上	建物の内周壁(ないしゅうへき)の仕上部分とその下地部分をいう。
(7) 床仕上	床の仕上部分とその下地部分をいう。
(8) 天井仕上	天井の仕上部分とその下地部分をいう
(9) 屋根仕上	建物の覆蓋(ふくがい)を構成する屋根部分のうち、主体構造部に含まれる小屋組(こやぐみ)、屋根版(やねばん)等を除いた屋根葺下地(やねぶきたじ)、仕上部分、防水層等をいう。
(10) 建具	窓、出入口等の建具及びその取付枠(とりつけわく)並びにスチールシャッター等をいう。
(11) 特殊設備	劇場及び映画館のステージ、銀行のカウンター、金庫室等の特殊な設備及び階段の手摺(てすり)等に別に装飾を施したものをいう。
(12) 建築設備	電気設備、衛生設備、空調設備、防災設備、運搬設備等家屋に附属して家屋の機能を発揮するための設備をいう。
(13) 仮設工事	敷地の仮囲(かりがこい)、水盛(みずもり)、遣方(やりかた)、足場等の建物の建築に必要な準備工事又は工事中の保安のための工事をいう。 ただし、軽量鉄骨造建物(住宅・アパート用建物)においては、水盛(みずもり)及び遣方(やりかた)を除く。
(14) その他 の 工事	(1)から(13)までのいずれの部分にも含まれない木工事、金属工事等をいう。

4 評点項目及び標準評点数

(1) 「評点項目」は、非木造家屋の構造に応じ、非木造家屋評点基準表の各部分ごとに一般に使用されている資材の種別及び品等、施工の態様等の区分によつて標準評点表を付設するための項目として設けられているものであり、「標準評点数」は、評点項目の区分に従い、「標準量」(標準的な非木造家屋の各部分別の単位当たり施工量をいう。)に対する工事費を基礎として算出した評点数である。再建築費評点数の付設に当たっては、非木造家屋の各部分を調査し、各部分の使用資材の種別、品等、施工の態様等に応じ、該当する評点項目について定められている標準評点数を求めるものとする。

(一部改正:平11.05告示132号)

(2) 標準評点数は、基準年度の賦課期日の属する年の2年前の7月現在の東京都(特別区の区域)における物価水準により算定した工事原価に相当する費用に基づいて、その費用の1円を一点として表しているものである。(一部改正:昭47.12告示304号、一部改正:平11.05告示132号、一部改正:平23.06告示230号)

(3) 各部分別の標準評点数を求める場合において一の部分の二以上の評点項目に該当する工事が施工されているときは、当該各評点項目に該当する工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合によつて平均標準評点数を求めるものとする。

平均標準標準数を求める算式例は、次のとおりである。

[算式例]

一の部分に a、b 及び c 三種の評点項目に該当する工事が施工されているときは、a、b 及び c それぞれの標準評点数に、a、b 及び c それぞれの工事の施工量の当該部分の工事の施工量に占める割合を乗じて求めた数値を合計して平均標準評点数を求めるものとする。

a の標準評点数 × a が当該部分に占める割合 = A

b の標準評点数 × b が当該部分に占める割合 = B

c の標準評点数 × c が当該部分に占める割合 = C

当該部分の平均標準評点数 = A + B + C

(4) 各部分別に再建築費評点数を求める場合において、各部分の使用資材等の数量が明確なときは、当該使用資材等に適用されるべき標準評点数に当該数量を乗じて当該部分の再建築費評点数を求めるものとする。この場合において、当該数量を乗じる標準評点数は「単位当たり標準評点数」(別表第12の2)に定める標準評点数とする。なお、「単位当たり標準評点数」について所要の評点項目及び標準評点数がないとき、その他家屋の実態からみて特に必要があるときは、「単位当たり標準評点数」について所要の補正を行い、これを適用することができるものとする。(全改:平11.05告示132号、全改:平12.01告示12号)

5 補正項目及び補正係数

(1) 非木造家屋の各部分の工事の施工量等が「補正項目及び補正係数」欄の「標準」欄に定められている工事の施工量等と相違する場合においては、当該補正項目について定められている当該補正係数によつて標準評点数を補正するものとする。この場合において、補正項目について定められている補正係数の限度内において処理することができないものについては、その実情に応じ補正を必要とする範囲内において、その限度を超えて補正係数を決定するものとする。(一部改正:平11.05告示132号)

(2) 4(4)の規定に基づき各部分別に再建築費評点数を求める場合は、施工の程度に応ずる必要な補正を行うものとする。(本号追加:平12.01告示12号)

(3) 一の部分に該当する補正項目が二以上ある場合の補正係数は、その該当する補正係数を連乗したものであるものとする。(一号繰下:平12.01告示12号)

6 再建築費評点数

再建築費評点数は、各部分別の標準評点数に当該部分の補正係数を乗じて得た数値に、その計算単位の数値を乗じて求めた各部分別の再建築費評点数を合計して求めるものとする。

三～六 略

第4節 経過措置 (略)

第3章 償却資産【略】

- 別表第1の1 田の比準表
- 別表第1の2 畑の比準表
- 別表第2 田又は畑の指定市町村表
- 別表第3 画地計算法
- 別表第4 宅地の比準表
- 別表第5 削除
- 別表第6 削除
- 別表第7の1 山林の比準表
- 別表第7の2 山林の指定市町村表
- 別表第7の3 小規模な鉄道施設を有する建物
- 別表第7の4 大規模工場用地規模格差補正率表

別表第8 木造家屋再建築費評点基準表

1 専用住宅用建物

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、全改:昭56.12告示218号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号、全改:平14.07告示409号、全改:平23.06告示230号、全改:平26.06告示217号)

※別冊・別表File15 参照

2 専用住宅用建物以外の建物

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、全改:昭56.12告示218号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号、全改:平17.08告示886号、全改:平23.06告示230号、全改:平26.06告示217号)

- (1) 共同住宅及び寄宿舍用建物
- (2) 併用住宅用建物
- (3) 農家住宅用建物
- (4) 酪農舎用建物
- (3) ホテル、団体旅館及び簡易旅館用建物
- (4) 普通旅館及び料亭用建物
- (5) 事務所及び銀行用建物
- (6) 店舗用建物
- (7) 劇場用建物
- (10) 公衆浴場用建物
- (8) 病院用建物
- (9) 工場・倉庫用建物
- (13) 倉庫用建物
- (10) 附属家用建物
- (11) 簡易附属家用建物
- (12) 土蔵用建物

※別冊・別表File15 参照

別表第9 木造家屋経年減点補正率基準表

別表第9の2 積雪地域又は寒冷地域の級地の区分(平成23年4月1日現在の市町村の区分による。)

別表第10 部分別損耗減点補正率基準表

別表第11 削除

別表第12 非木造家屋再建築費評点基準表

1 事務所、店舗、百貨店用建物

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、全改:昭56.12告示218号、全改:昭62.12告示191号、全改:平02.12告示203号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号、全改:平14.07告示409号、全改:平23.06告示230号、全改:平26.06告示217号)

※別冊・別表File15 参照

2 事務所、店舗、百貨店用建物以外の建物

(全改:昭47.12告示304号、全改:昭53.11告示190号、全改:昭56.12告示218号、全改:昭62.12告示191号、全改:平05.11告示136号、全改:平08.10告示242号、全改:平11.05告示132号、全改:平17.08告示886号、全改:平23.06告示230号、全改:平26.06告示217号)

- (1) 住宅、アパート用建物
- (2) 病院、ホテル用建物
- (3) 劇場、娯楽場用等のホール型建物
- (4) 銀行用建物
- (4) 工場、倉庫、市場用建物
- (6) 水力発電所用建物
 - ア 発電機室関係建物
 - イ 配電機室関係建物
- (5) 住宅用コンクリートブロック造建物
- (6) 軽量鉄骨造建物
 - ア 住宅・アパート用建物
 - イ 工場、倉庫、市場用建物
 - ウ 事務所、店舗、百貨店等建物

※別冊・別表File15 参照

別表第12の2 単位当たり標準評点数

(本表追加:平11.05告示132号、全改:平14.07告示409号、全改:平17.03告示295号、全改:平23.06告示230号、全改:平26.06告示217号)

1 主体構造部等			
評点項目	標準評点数	評点項目	標準評点数

鉄骨 (1トン当たり)		161,730	
鉄骨 (1トン当たり) (耐火被覆がなされているもの)		182,030	
鉄骨 (1トン当たり) (錆止め塗装がなされているもの)		171,300	
鉄骨 (1トン当たり) (亜鉛めっき加工がなされているもの)		218,730	
鉄骨 (1トン当たり) (耐火被覆及び錆止め塗装がなされているもの)		191,600	
鉄筋 (1トン当たり)		120,640	
コンクリート (鉄筋) (1立方メートル当たり)		36,510	
コンクリート (無筋) (1立方メートル当たり)		16,400	
軽量コンクリート (鉄筋) (1立方メートル当たり)		42,010	
軽量鉄骨 (1トン当たり)		207,940	
軽量鉄骨 (1トン当たり) (亜鉛めっき加工がなされているもの)		271,940	
コンクリートブロック造 (1.0平方メートル当たり)		11,200	
軽量コンクリート (屋根・床構造用) (1立方メートル当たり)		16,700	
溶接金網 (1.0平方メートル当たり)		600	
屋根構造 (1.0平方メートル当たり)	鉄筋コンクリート造 (工場・倉庫・市場用)	7,920	
	鉄筋コンクリート造 (その他)	7,800	
	気泡コンクリート板	150 mm厚	7,060
		125 mm厚	6,100
		100 mm厚	5,300
	プレキャストコンクリート板	75 mm厚	4,770
		100 mm厚	11,410
		40 mm厚 (リブ付)	7,810
	デッキプレート	2.3 mm厚	4,360
		1.6 mm厚	3,550
	キーストーンプレート	1.2 mm厚	3,840
		0.8 mm厚	3,360
	コンクリート打	デッキプレート (捨型枠のもの) 1.6 mm厚	5,870
		キーストーンプレート (捨型枠のもの) 1.2 mm厚	5,300
	勾配屋根	鉄骨造	3,680
軽量鉄骨造		2,740	
木造	6,280		
床構造 (1.0平方メートル当たり)	鉄筋コンクリート造 (工場・倉庫・市場用)	6,770	
	鉄筋コンクリート造 (その他)	6,650	
	束立床	2,110	
	気泡コンクリート板	150 mm厚	7,110
		125 mm厚	6,150
		100 mm厚	5,350
	プレキャストコンクリート板	75 mm厚	4,790
		100 mm厚	11,410
		40 mm厚 (リブ付)	7,810
	デッキプレート	2.3 mm厚	4,360
		1.6 mm厚	3,650
	キーストーンプレート	1.2 mm厚	3,840
		0.8 mm厚	3,360
	コンクリート打	デッキプレート (捨型枠のもの) 1.6 mm厚	5,870
		キーストーンプレート (捨型枠のもの) 1.2 mm厚	5,300
コンクリート叩		3,450	
外周壁骨組 (1.0平方メートル当たり)	木造	90 mm厚	2,770
	コンクリートブロック造	150 mm厚	6,090
		100 mm厚	4,360
	鉄骨造	100 mm厚	2,100
		100 mm厚	2,050
	軽量鉄骨造 (現場組のもの)	65 mm厚	1,180
		(既製のもの)	
	鉄筋コンクリート造	120 mm厚	12,020
		150 mm厚	8,050
	気泡コンクリート板	125 mm厚	6,920
		100 mm厚	6,090
		75 mm厚	5,370
		50 mm厚	3,830
	プレキャストコンクリート板	100 mm厚	11,110
		40 mm厚 (リブ付)	7,510
押出成型セメント板	60 mm厚	7,650	
化粧コンクリートブロック積み	50 mm厚	6,890	
	190 mm厚	12,510	
化粧コンクリートブロック積み	120 mm厚	8,710	
	木造	90 mm厚	2,770
コンクリートブロック造	150 mm厚	6,090	
	100 mm厚	4,360	
鉄骨造	100 mm厚	2,100	
	100 mm厚	2,050	
軽量鉄骨造 (現場組のもの)	65 mm厚	1,180	
	(既製のもの)		
鉄筋コンクリート造	120 mm厚	12,020	
	150 mm厚	8,050	
気泡コンクリート板	125 mm厚	6,920	
	100 mm厚	6,090	
	75 mm厚	5,370	
	50 mm厚	3,830	
プレキャストコンクリート板	100 mm厚	11,110	
	40 mm厚 (リブ付)	7,510	
押出成型セメント板	60 mm厚	7,650	
石膏ボード間仕切	50 mm厚	6,890	
	上	7,210	
並	6,580		

コンクリート打放	上	4,560	
	並	3,720	
外装タイル	二丁掛	7,750	
	モザイクタイル	3,790	
鋼板	亜鉛めっき鋼板	3,820	
	塗装亜鉛めっき鋼板	4,860	
	平板	3,180	
	波板		
	ほうろう鋼板	30,990	
メラミン鋼板	14,320		
塩化ビニル樹脂被覆鋼板	9,340		
印刷鋼板	7,600		
ステンレス板		32,630	
アルミニウム板	平板	15,260	
	アルミダイカスト	33,880	
アルミ樹脂積層板		9,720	
繊維強化セメント板	フレキシブル板	3,660	
	波板	2,210	
	着色板	4,310	
硬質木片セメント板		5,030	
合成樹脂板	塩化ビニル	2,100	
	アクリル	3,590	
	ポリカーボネート	7,790	
サイディング		5,130	
断熱材複合鋼板パネル		9,400	
カーテンウォール	金属製	ステンレス製パネル形式のもの	37,600
		アルミニウム製方立形式のもの	21,890
	P C系	形状が複雑なサッシュ組込みのもの	54,070
		フラットなサッシュ組込みのもの	32,730
フラットなパネルのもの	14,460		
結晶化ガラス		30,410	

3 内部仕上 (1.0m²当たり)

評点項目		標準評点数
石材系仕上	特	33,970
	上	23,670
	中	16,730
	並	12,260
モルタル		2,550
コンクリート打放	上	4,560
	並	3,720
内装タイル	200 mm角	6,080
	150 mm角	5,330
	100 mm角	5,030
鋼板	亜鉛めっき鋼板	4,040
	塗装亜鉛めっき鋼板	4,450
	平板	3,180
	波板	
	ほうろう鋼板	30,520
メラミン鋼板	13,840	
塩化ビニル樹脂被覆鋼板	8,880	
印刷鋼板	7,130	
ステンレス板		32,150
アルミニウム板	平板	14,790
	吸音板	11,290
アルミダイカスト		33,400
アルミ樹脂積層板		9,260
繊維強化セメント板	フレキシブル板	3,180
	珪酸カルシウム板	2,510
	珪酸カルシウム板化粧板	4,370
合成樹脂板	塩化ビニル	3,810
	アクリル	5,300
	ポリカーボネート	9,500
繊維板		2,830
木毛セメント板	普通板	2,280
	化粧板	2,590
硬質木片セメント板		4,550
石膏ボード	普通板	1,690
	G L工法	1,250
木質系壁仕上	上	5,850
	中	4,530
	並	1,980
鉛石膏ボード	2 mm厚	21,410
	1 mm厚	13,630
クロス貼	上	6,610
	中	3,690
	並	2,620
結晶化ガラス		30,790

4 床仕上 (1.0m²当たり)

評点項目		標準評点数
石材系仕上	特	35,940
	上	24,730
	中	17,290
	並	12,310
モルタル		1,220
コンクリート直仕上		380
合成樹脂塗床	エポキシ	3,190
	ポリウレタン	2,520
300 mm角		9,350

化粧コンクリートブロック積み	190 mm厚	12,510
	120 mm厚	8,710

2 外壁仕上 (1.0m²当たり)

評点項目		標準評点数
石材系仕上	特	41,300
	上	28,640
	中	20,210
	並	14,250
モルタル		2,650

タイル	200 mm角	7,710
	150 mm角	7,490
	モザイクタイル	5,640
コルクタイル	5.0 mm厚	9,690
	3.5 mm厚	8,790
エキスパンドメタル		5,400
縞鋼板	6.0 mm厚	7,200
	4.5 mm厚	6,260
	3.2 mm厚	5,470
畳	上	9,960

評点項目		標準評点数	
畳	並	8,860	
	上	8,140	
カーペット	並	3,390	
	平敷	6,540	
れんが	アルミ系	30,630	
	鋼製系	上	24,030
		並	13,250
	樹脂製系	並	19,850
樹脂製系	並	8,930	
住宅用二重床		3,380	
木質系床仕上	上	8,634	
	中	6,780	
	並	4,490	
鉛合板	2 mm厚	22,800	
	1 mm厚	14,430	
着色コンクリート床		1,240	
合成樹脂張床	特	10,130	
	上	4,890	
	中	2,640	
	並	1,600	

5 天井仕上 (1.0m²当たり)

評点項目		標準評点数	
木質系天井仕上	特	8,990	
	上	4,910	
	中	3,520	
	並	1,770	
繊維板		2,340	
木毛セメント板		1,970	
木毛セメント板コンクリート打込		1,230	
石膏ボード	普通板	1,370	
	吸音板	1,840	
鉛石膏ボード	2 mm厚	21,130	
	1 mm厚	13,360	
合成樹脂板	塩化ビニル	3,620	
	アクリル	5,110	
	ポリカーボネート	9,300	
繊維強化セメント板	フレキシブル板	普通板	2,730
		吸音板	3,940
	珪酸カルシウム板		2,020
ガラス繊維板	吸音板	3,930	
	岩綿板	塗装吸音板	4,230
塗装吸音板	上	2,600	
	並	2,600	
発泡合成樹脂		1,180	
クロス貼	上	6,440	
	中	3,420	
	並	2,350	
アルミニウム板	平板	14,800	
	吸音板	11,010	
鋼板	塗装亜鉛めっき鋼板	平板	3,370
		波板	2,380
	ぼうろう鋼板		30,350
	メラミン鋼板		13,680
	塩化ビニル樹脂被覆鋼板		8,720
印刷鋼板		6,960	
ステンレス板		31,990	
モルタル		3,180	
光天井	アルミダイカスト	57,260	
	アクリル系	20,720	
	塩化ビニル系	17,080	
コンクリート打放	上	4,560	
	並	3,720	
塩化ビニル成型浴室天井材		5,420	

6 屋根仕上 (1.0m²当たり)

評点項目		標準評点数	
アスファルト防水	150mm 角クリンカータイル	11,640	
	モルタル (目地切り)	4,630	
シート防水	露出防水	4,130	
	豆砂利押	4,680	
塗膜防水	非歩行用	3,420	
	歩行用	3,850	
モルタル防水		3,540	
FRP防水		1,890	
瓦	上	9,750	
	中	8,750	
	並	6,310	
鋼板	亜鉛めっき鋼板	平板	5,440
		折板	2,530
	塗装亜鉛めっき鋼板	平板	5,750

評点項目		標準評点数	
フッ素樹脂鋼板	折板	5,010	
断熱材複合鋼板パネル		11,900	
ガラス板	板ガラス	5 mm厚	3,890
	網ガラス板(磨き板)	6.8 mm厚	7,690
	波型網入ガラス	6 mm厚	14,320
波型スレート	普通板	鋼製特殊金物止	4,980
		野地板あり	3,310
	着色板	野地板あり	5,310
厚型スレート	棧瓦平型、小豆色	5,190	
繊維強化セメント板	着色板	6,760	
天然スレート	横葺あり	8,090	
合成樹脂板	塩化ビニル	2,450	
	アクリル	5,560	
	ポリカーボネート	9,760	
アスファルトシングル		4,810	

7 建具 (1.0m²当たり)

評点項目		標準評点数		
サッシ	引き	枠見込100 mm	25,200	
		枠見込 70 mm	17,020	
	固定	枠見込100 mm	20,770	
		枠見込 70 mm	14,720	
	その他	枠見込100 mm	34,430	
		枠見込 70 mm	22,460	
扉	木製	特	37,620	
		上	32,540	
		中	27,070	
		並	19,420	
	アルミニウム製	上	41,890	
		中	32,470	
		並	27,060	
		鋼製防火扉	44,970	
鋼製軽量扉	19,160			
放射線防護ドア	170,340			
玄関戸	上	96,740		
	中	91,670		
	並	78,110		
アームレストドア	強化ガラス戸	126,970		
ふすま	上	22,300		
	並	11,890		
障子	上	25,250		
	並	12,260		
網戸	ステンレス網	4,470		
	合成樹脂網	3,520		
雨戸・シャッター	上	36,990		
	中	20,090		
	並	14,180		
ルーバー・面格子	特	27,920		
	上	20,390		
	中	15,190		
シャッター	並	8,920		
	軽量シャッター	14,210		
	重量シャッター	28,530		
	グリルシャッター	20,300		
	ホールディングゲート	22,150		
オーバーヘッドドア	23,530			
アコーディオンドア(アルミ縁のもの)		18,620		
シートシャッター		100,540		
スライディングウォール	特	147,940		
	上	61,750		
	中	37,120		
	並	11,900		
ガラスブロック	透明115×115×95(mm)	52,270		
	透明145×145×95(mm)	40,300		
	透明190×190×95(mm)	32,430		
	色物145×145×95(mm)	47,020		
ガラス	フロート板ガラス	透明	6 mm厚	2,200
			5 mm厚	1,630
			3 mm厚	1,120
	型板ガラス	型板	4 mm厚	1,260
			6.8 mm厚	2,300
	網入板ガラス	磨き板	10 mm厚	9,260
			6.8 mm厚	5,430
	熱線吸収ガラス	フロート板	8 mm厚	5,070
			6 mm厚	2,870
			5mm+5mm厚	9,780
合わせガラス	フロート板	3mm+3mm厚	5,460	
		熱線吸収板	3mm+5mm厚	8,500
			3mm+3mm厚	6,200

		折板	2,910
銅板	平板		16,640
アルミニウム板	平板		6,140
	折板		5,480
ステンレス板	平板		6,810
	折板		6,690
フッ素樹脂銅板	平板		7,710

強化ガラス	フロート板	10 mm厚	11,600
		6 mm厚	5,150
	熱線吸収板	8 mm厚	12,300
		6 mm厚	6,190
複層ガラス	フロート板 +	18 mm厚	8,720
	フロート板	16 mm厚	7,070
		12 mm厚	4,420

評点項目		標準評点数	
ガラス	複層ガラス	フロート板 + 18.8 mm厚	14,500
		網入磨き板 17.8 mm厚	13,900
		フロート板 + 16 mm厚	8,290
		熱線吸収板	
	フロート板 + 18 mm厚	11,000	
		16 mm厚	9,400
	熱線反射ガラス	10 mm厚	8,230
ステンドグラス	形、リップとも普通のもの	143,720	
鉛ガラス	鉛当量 3.0 mm厚Pb	928,820	
	鉛当量 3.0 mm厚Pb	629,300	
	鉛当量 3.0 mm厚Pb	463,530	

8 加算評点項目

(1) 表面仕上 (1.0m²当たり)

評点項目		標準評点数
合成樹脂系エマルジョンペイント相当		860
砂壁状塗材		2,460
京壁塗		3,190
珪藻土塗		3,580
漆喰塗		3,710
薄付外装仕上	アクリルリシン相当	530
薄付内装仕上	じゅらく相当	930
厚付外装仕上	樹脂スタッコ相当	1,530
軽量骨材天井仕上	バーライト吹付相当	1,300
複層内外装仕上	セメント系吹付タイル相当	1,510
複層内装仕上	エポキシ樹脂系相当	1,520
複層防水仕上	アクリル系相当	1,750

(2) 下地等 (1.0m²当たり)

評点項目		標準評点数
ロックウール吹付		1,500
メタルラス下地		680
断熱材	上	2,350
	中	1,200
	並	810

(3) 天窓 (1個当たり)

評点項目		標準評点数
天窓	固定式	77,790
	開閉式	137,190

(4) 自動開閉装置 (1箇所当たり)

評点項目		標準評点数
自動開閉装置	引分	434,000
	片引	354,000
シャッター開閉装置	手動	83,140
	電動	168,570
	電動(煙感知器連動型)	201,920

別表第13 非木造家屋経年減点補正率基準表

1 事務所、銀行用建物及び2～8以外の建物

(全改：昭47.12告示第304号、全改：平05.11告示136号、全改：平20.12告示680号、全改：平26.06告示217号)

構造別区分									
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート ブロック造及び石造		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm以下 のもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が3mm以下のもの)	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.9877	1	0.9840	1	0.9822	1	0.9765	1	0.9667
2	0.9754	2	0.9680	2	0.9644	2	0.9529	2	0.9333
3	0.9631	3	0.9520	3	0.9467	3	0.9294	3	0.9000
4	0.9508	4	0.9360	4	0.9289	4	0.9059	4	0.8667
5	0.9385	5	0.9200	5	0.9111	5	0.8824	5	0.8333
6	0.9262	6	0.9040	6	0.8933	6	0.8588	6	0.8000
7	0.9138	7	0.8880	7	0.8756	7	0.8353	7	0.7667
8	0.9015	8	0.8720	8	0.8578	8	0.8118	8	0.7333
9	0.8892	9	0.8560	9	0.8400	9	0.7882	9	0.7000
10	0.8769	10	0.8400	10	0.8222	10	0.7647	10	0.6667
11	0.8646	11	0.8240	11	0.8044	11	0.7412	11	0.6333
12	0.8523	12	0.8080	12	0.7867	12	0.7176	12	0.6000
13	0.8400	13	0.7920	13	0.7689	13	0.6941	13	0.5667
14	0.8277	14	0.7760	14	0.7511	14	0.6706	14	0.5333
15	0.8154	15	0.7600	15	0.7333	15	0.6471	15	0.5000

16	0.8031	16	0.7440	16	0.7156	16	0.6235	16	0.4667
17	0.7908	17	0.7280	17	0.6978	17	0.6000	17	0.4333
18	0.7785	18	0.7120	18	0.6800	18	0.5765	18	0.4000
19	0.7662	19	0.6960	19	0.6622	19	0.5529	19	0.3667
20	0.7538	20	0.6800	20	0.6444	20	0.5294	20	0.3333
21	0.7415	21	0.6640	21	0.6267	21	0.5059	21	0.3000
22	0.7292	22	0.6480	22	0.6089	22	0.4824	22	0.2667
23	0.7169	23	0.6320	23	0.5911	23	0.4588	23	0.2333
24	0.7046	24	0.6160	24	0.5733	24	0.4353	24以上	0.2000
25	0.6923	25	0.6000	25	0.5556	25	0.4118		
26	0.6800	26	0.5840	26	0.5378	26	0.3882		
27	0.6677	27	0.5680	27	0.5200	27	0.3647		
28	0.6554	28	0.5520	28	0.5022	28	0.3412		
29	0.6431	29	0.5360	29	0.4844	29	0.3176		
30	0.6308	30	0.5200	30	0.4667	30	0.2941		
31	0.6185	31	0.5040	31	0.4489	31	0.2706		
32	0.6062	32	0.4880	32	0.4311	32	0.2471		
33	0.5938	33	0.4720	33	0.4133	33	0.2235		
34	0.5815	34	0.4560	34	0.3956	34以上	0.2000		
35	0.5692	35	0.4400	35	0.3778				
36	0.5569	36	0.4240	36	0.3600				
37	0.5446	37	0.4080	37	0.3422				
38	0.5323	38	0.3920	38	0.3244				
39	0.5200	39	0.3760	39	0.3067				
40	0.5077	40	0.3600	40	0.2889				
41	0.4954	41	0.3440	41	0.2711				
42	0.4831	42	0.3280	42	0.2533				
43	0.4708	43	0.3120	43	0.2356				
44	0.4585	44	0.2960	44	0.2178				
45	0.4462	45	0.2800	45以上	0.2000				
46	0.4338	46	0.2640						
47	0.4215	47	0.2480						
48	0.4092	48	0.2320						
49	0.3969	49	0.2160						
50	0.3846	50以上	0.2000						
51	0.3723								
52	0.3600								
53	0.3477								
54	0.3354								
55	0.3231								
56	0.3108								
57	0.2985								
58	0.2862								
59	0.2738								
60	0.2615								
61	0.2492								
62	0.2369								
63	0.2246								
64	0.2123								
65以上	0.2000								

2 住宅、アパート用建物 (全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号、全改:平20.12告示680号、全改:平26.06告示217号)

構 造 別 区 分									
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート ブロック造及び石造		鉄骨造（骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの）		鉄骨造（骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm以下 のもの）		鉄骨造（骨格材の肉厚 が3mm以下のもの）	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.8000	1	0.8000	1	0.8000	1	0.8000	1	0.8000
2	0.7500	2	0.7500	2	0.7500	2	0.7500	2	0.7500
3	0.7000	3	0.7000	3	0.7000	3	0.7000	3	0.7000
4	0.6912	4	0.6881	4	0.6865	4	0.6815	4	0.6706
5	0.6825	5	0.6762	5	0.6730	5	0.6630	5	0.6412
6	0.6737	6	0.6643	6	0.6595	6	0.6444	6	0.6118
7	0.6649	7	0.6524	7	0.6459	7	0.6259	7	0.5824
8	0.6561	8	0.6405	8	0.6324	8	0.6074	8	0.5529
9	0.6474	9	0.6286	9	0.6189	9	0.5889	9	0.5235
10	0.6386	10	0.6167	10	0.6054	10	0.5704	10	0.4941
11	0.6298	11	0.6048	11	0.5919	11	0.5519	11	0.4647
12	0.6211	12	0.5929	12	0.5784	12	0.5333	12	0.4353
13	0.6123	13	0.5810	13	0.5649	13	0.5148	13	0.4059
14	0.6035	14	0.5690	14	0.5514	14	0.4963	14	0.3765
15	0.5947	15	0.5571	15	0.5378	15	0.4778	15	0.3471
16	0.5860	16	0.5452	16	0.5243	16	0.4593	16	0.3176
17	0.5772	17	0.5333	17	0.5108	17	0.4407	17	0.2882
18	0.5684	18	0.5214	18	0.4973	18	0.4222	18	0.2588
19	0.5596	19	0.5095	19	0.4838	19	0.4037	19	0.2294
20	0.5509	20	0.4976	20	0.4703	20	0.3852	20以上	0.2000
21	0.5421	21	0.4857	21	0.4568	21	0.3667		

22	0.5333	22	0.4738	22	0.4432	22	0.3481
23	0.5246	23	0.4619	23	0.4297	23	0.3296
24	0.5158	24	0.4500	24	0.4162	24	0.3111
25	0.5070	25	0.4381	25	0.4027	25	0.2926
26	0.4982	26	0.4262	26	0.3892	26	0.2741
27	0.4895	27	0.4143	27	0.3757	27	0.2556
28	0.4807	28	0.4024	28	0.3622	28	0.2370
29	0.4719	29	0.3905	29	0.3486	29	0.2185
30	0.4632	30	0.3786	30	0.3351	30以上	0.2000
31	0.4544	31	0.3667	31	0.3216		
32	0.4456	32	0.3548	32	0.3081		
33	0.4368	33	0.3429	33	0.2946		
34	0.4281	34	0.3310	34	0.2811		
35	0.4193	35	0.3190	35	0.2676		
36	0.4105	36	0.3071	36	0.2541		
37	0.4018	37	0.2952	37	0.2405		
38	0.3930	38	0.2833	38	0.2270		
39	0.3842	39	0.2714	39	0.2135		
40	0.3754	40	0.2595	40以上	0.2000		
41	0.3667	41	0.2476				
42	0.3579	42	0.2357				
43	0.3491	43	0.2238				
44	0.3404	44	0.2119				
45	0.3316	45以上	0.2000				
46	0.3228						
47	0.3140						
48	0.3053						
49	0.2965						
50	0.2877						
51	0.2789						
52	0.2702						
53	0.2614						
54	0.2526						
55	0.2439						
56	0.2351						
57	0.2263						
58	0.2175						
59	0.2088						
60以上	0.2000						

3 店舗及び病院用建物 (全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号、全改:平20.12告示680号、全改:平26.06告示217号)

構造別区分									
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート ブロック造及び石造		鉄骨造（骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの）		鉄骨造（骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm以下 のもの）		鉄骨造（骨格材の肉厚 が3mm以下のもの）	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.9840	1	0.9822	1	0.9800	1	0.9733	1	0.9600
2	0.9680	2	0.9644	2	0.9600	2	0.9467	2	0.9200
3	0.9520	3	0.9467	3	0.9400	3	0.9200	3	0.8800
4	0.9360	4	0.9289	4	0.9200	4	0.8933	4	0.8400
5	0.9200	5	0.9111	5	0.9000	5	0.8667	5	0.8000
6	0.9040	6	0.8933	6	0.8800	6	0.8400	6	0.7600
7	0.8880	7	0.8756	7	0.8600	7	0.8133	7	0.7200
8	0.8720	8	0.8578	8	0.8400	8	0.7867	8	0.6800
9	0.8560	9	0.8400	9	0.8200	9	0.7600	9	0.6400
10	0.8400	10	0.8222	10	0.8000	10	0.7333	10	0.6000
11	0.8240	11	0.8044	11	0.7800	11	0.7067	11	0.5600
12	0.8080	12	0.7867	12	0.7600	12	0.6800	12	0.5200
13	0.7920	13	0.7689	13	0.7400	13	0.6533	13	0.4800
14	0.7760	14	0.7511	14	0.7200	14	0.6267	14	0.4400
15	0.7600	15	0.7333	15	0.7000	15	0.6000	15	0.4000
16	0.7440	16	0.7156	16	0.6800	16	0.5733	16	0.3600
17	0.7280	17	0.6978	17	0.6600	17	0.5467	17	0.3200
18	0.7120	18	0.6800	18	0.6400	18	0.5200	18	0.2800
19	0.6960	19	0.6622	19	0.6200	19	0.4933	19	0.2400
20	0.6800	20	0.6444	20	0.6000	20	0.4667	20以上	0.2000
21	0.6640	21	0.6267	21	0.5800	21	0.4400		
22	0.6480	22	0.6089	22	0.5600	22	0.4133		
23	0.6320	23	0.5911	23	0.5400	23	0.3867		
24	0.6160	24	0.5733	24	0.5200	24	0.3600		
25	0.6000	25	0.5556	25	0.5000	25	0.3333		
26	0.5840	26	0.5378	26	0.4800	26	0.3067		
27	0.5680	27	0.5200	27	0.4600	27	0.2800		
28	0.5520	28	0.5022	28	0.4400	28	0.2533		
29	0.5360	29	0.4844	29	0.4200	29	0.2267		
30	0.5200	30	0.4667	30	0.4000	30以上	0.2000		
31	0.5040	31	0.4489	31	0.3800				
32	0.4880	32	0.4311	32	0.3600				

33	0.4720	33	0.4133	33	0.3400
34	0.4560	34	0.3956	34	0.3200
35	0.4400	35	0.3778	35	0.3000
36	0.4240	36	0.3600	36	0.2800
37	0.4080	37	0.3422	37	0.2600
38	0.3920	38	0.3244	38	0.2400
39	0.3760	39	0.3067	39	0.2200
40	0.3600	40	0.2889	40以上	0.2000
41	0.3440	41	0.2711		
42	0.3280	42	0.2533		
43	0.3120	43	0.2356		
44	0.2960	44	0.2178		
45	0.2800	45以上	0.2000		
46	0.2640				
47	0.2480				
48	0.2320				
49	0.2160				
50以上	0.2000				

4 百貨店、ホテル、劇場及び娯楽場用建物

(全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号、表題改正:平11.05告示132号、全改:平20.12告示680号、全改:平26.06告示217号)

構 造 別 区 分									
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート ブロック造及び石造		鉄骨造（骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの）		鉄骨造（骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm以下 のもの）		鉄骨造（骨格材の肉厚 が3mm以下のもの）	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.9840	1	0.9822	1	0.9771	1	0.9714	1	0.9600
2	0.9680	2	0.9644	2	0.9543	2	0.9429	2	0.9200
3	0.9520	3	0.9467	3	0.9314	3	0.9143	3	0.8800
4	0.9360	4	0.9289	4	0.9086	4	0.8857	4	0.8400
5	0.9200	5	0.9111	5	0.8857	5	0.8571	5	0.8000
6	0.9040	6	0.8933	6	0.8629	6	0.8286	6	0.7600
7	0.8880	7	0.8756	7	0.8400	7	0.8000	7	0.7200
8	0.8720	8	0.8578	8	0.8171	8	0.7714	8	0.6800
9	0.8560	9	0.8400	9	0.7943	9	0.7429	9	0.6400
10	0.8400	10	0.8222	10	0.7714	10	0.7143	10	0.6000
11	0.8240	11	0.8044	11	0.7486	11	0.6857	11	0.5600
12	0.8080	12	0.7867	12	0.7257	12	0.6571	12	0.5200
13	0.7920	13	0.7689	13	0.7029	13	0.6286	13	0.4800
14	0.7760	14	0.7511	14	0.6800	14	0.6000	14	0.4400
15	0.7600	15	0.7333	15	0.6571	15	0.5714	15	0.4000
16	0.7440	16	0.7156	16	0.6343	16	0.5429	16	0.3600
17	0.7280	17	0.6978	17	0.6114	17	0.5143	17	0.3200
18	0.7120	18	0.6800	18	0.5886	18	0.4857	18	0.2800
19	0.6960	19	0.6622	19	0.5657	19	0.4571	19	0.2400
20	0.6800	20	0.6444	20	0.5429	20	0.4286	20以上	0.2000
21	0.6640	21	0.6267	21	0.5200	21	0.4000		
22	0.6480	22	0.6089	22	0.4971	22	0.3714		
23	0.6320	23	0.5911	23	0.4743	23	0.3429		
24	0.6160	24	0.5733	24	0.4514	24	0.3143		
25	0.6000	25	0.5556	25	0.4286	25	0.2857		
26	0.5840	26	0.5378	26	0.4057	26	0.2571		
27	0.5680	27	0.5200	27	0.3829	27	0.2286		
28	0.5520	28	0.5022	28	0.3600	28以上	0.2000		
29	0.5360	29	0.4844	29	0.3371				
30	0.5200	30	0.4667	30	0.3143				
31	0.5040	31	0.4489	31	0.2914				
32	0.4880	32	0.4311	32	0.2686				
33	0.4720	33	0.4133	33	0.2457				
34	0.4560	34	0.3956	34	0.2229				
35	0.4400	35	0.3778	35以上	0.2000				
36	0.4240	36	0.3600						
37	0.4080	37	0.3422						
38	0.3920	38	0.3244						
39	0.3760	39	0.3067						
40	0.3600	40	0.2889						
41	0.3440	41	0.2711						
42	0.3280	42	0.2533						
43	0.3120	43	0.2356						
44	0.2960	44	0.2178						
45	0.2800	45以上	0.2000						
46	0.2640								
47	0.2480								
48	0.2320								
49	0.2160								
50以上	0.2000								

5 ホテル及び旅館用建物 (本号追加:平26.06告示217号)

構 造 別 区 分									
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート ブロック造及び石造		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm以下 のもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が3mm以下のもの)	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.9822	1	0.9822	1	0.9771	1	0.9714	1	0.9600
2	0.9644	2	0.9644	2	0.9543	2	0.9429	2	0.9200
3	0.9467	3	0.9467	3	0.9314	3	0.9143	3	0.8800
4	0.9289	4	0.9289	4	0.9086	4	0.8857	4	0.8400
5	0.9111	5	0.9111	5	0.8857	5	0.8571	5	0.8000
6	0.8933	6	0.8933	6	0.8629	6	0.8286	6	0.7600
7	0.8756	7	0.8756	7	0.8400	7	0.8000	7	0.7200
8	0.8578	8	0.8578	8	0.8171	8	0.7714	8	0.6800
9	0.8400	9	0.8400	9	0.7943	9	0.7429	9	0.6400
10	0.8222	10	0.8222	10	0.7714	10	0.7143	10	0.6000
11	0.8044	11	0.8044	11	0.7486	11	0.6857	11	0.5600
12	0.7867	12	0.7867	12	0.7257	12	0.6571	12	0.5200
13	0.7689	13	0.7689	13	0.7029	13	0.6286	13	0.4800
14	0.7511	14	0.7511	14	0.6800	14	0.6000	14	0.4400
15	0.7333	15	0.7333	15	0.6571	15	0.5714	15	0.4000
16	0.7156	16	0.7156	16	0.6343	16	0.5429	16	0.3600
17	0.6978	17	0.6978	17	0.6114	17	0.5143	17	0.3200
18	0.6800	18	0.6800	18	0.5886	18	0.4857	18	0.2800
19	0.6622	19	0.6622	19	0.5657	19	0.4571	19	0.2400
20	0.6444	20	0.6444	20	0.5429	20	0.4286	20以上	0.2000
21	0.6267	21	0.6267	21	0.5200	21	0.4000		
22	0.6089	22	0.6089	22	0.4971	22	0.3714		
23	0.5911	23	0.5911	23	0.4743	23	0.3429		
24	0.5733	24	0.5733	24	0.4514	24	0.3143		
25	0.5556	25	0.5556	25	0.4286	25	0.2857		
26	0.5378	26	0.5378	26	0.4057	26	0.2571		
27	0.5200	27	0.5200	27	0.3829	27	0.2286		
28	0.5022	28	0.5022	28	0.3600	28以上	0.2000		
29	0.4844	29	0.4844	29	0.3371				
30	0.4667	30	0.4667	30	0.3143				
31	0.4489	31	0.4489	31	0.2914				
32	0.4311	32	0.4311	32	0.2686				
33	0.4133	33	0.4133	33	0.2457				
34	0.3956	34	0.3956	34	0.2229				
35	0.3778	35	0.3778	35以上	0.2000				
36	0.3600	36	0.3600						
37	0.3422	37	0.3422						
38	0.3244	38	0.3244						
39	0.3067	39	0.3067						
40	0.2889	40	0.2889						
41	0.2711	41	0.2711						
42	0.2533	42	0.2533						
43	0.2356	43	0.2356						
44	0.2178	44	0.2178						
45以上	0.2000	45以上	0.2000						

5-6 市場用建物 (全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号、全改:平20.12告示680号、一号线下:平26.06告示217号)

構 造 別 区 分									
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート ブロック造及び石造		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm以下 のもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が3mm以下のもの)	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.9822	1	0.9771	1	0.9771	1	0.9714	1	0.9600
2	0.9644	2	0.9543	2	0.9543	2	0.9429	2	0.9200
3	0.9467	3	0.9314	3	0.9314	3	0.9143	3	0.8800
4	0.9289	4	0.9086	4	0.9086	4	0.8857	4	0.8400
5	0.9111	5	0.8857	5	0.8857	5	0.8571	5	0.8000
6	0.8933	6	0.8629	6	0.8629	6	0.8286	6	0.7600
7	0.8756	7	0.8400	7	0.8400	7	0.8000	7	0.7200
8	0.8578	8	0.8171	8	0.8171	8	0.7714	8	0.6800
9	0.8400	9	0.7943	9	0.7943	9	0.7429	9	0.6400
10	0.8222	10	0.7714	10	0.7714	10	0.7143	10	0.6000
11	0.8044	11	0.7486	11	0.7486	11	0.6857	11	0.5600
12	0.7867	12	0.7257	12	0.7257	12	0.6571	12	0.5200
13	0.7689	13	0.7029	13	0.7029	13	0.6286	13	0.4800
14	0.7511	14	0.6800	14	0.6800	14	0.6000	14	0.4400
15	0.7333	15	0.6571	15	0.6571	15	0.5714	15	0.4000

16	0.7156	16	0.6343	16	0.6343	16	0.5429	16	0.3600
17	0.6978	17	0.6114	17	0.6114	17	0.5143	17	0.3200
18	0.6800	18	0.5886	18	0.5886	18	0.4857	18	0.2800
19	0.6622	19	0.5657	19	0.5657	19	0.4571	19	0.2400
20	0.6444	20	0.5429	20	0.5429	20	0.4286	20以上	0.2000
21	0.6267	21	0.5200	21	0.5200	21	0.4000		
22	0.6089	22	0.4971	22	0.4971	22	0.3714		
23	0.5911	23	0.4743	23	0.4743	23	0.3429		
24	0.5733	24	0.4514	24	0.4514	24	0.3143		
25	0.5556	25	0.4286	25	0.4286	25	0.2857		
26	0.5378	26	0.4057	26	0.4057	26	0.2571		
27	0.5200	27	0.3829	27	0.3829	27	0.2286		
28	0.5022	28	0.3600	28	0.3600	28以上	0.2000		
29	0.4844	29	0.3371	29	0.3371				
30	0.4667	30	0.3143	30	0.3143				
31	0.4489	31	0.2914	31	0.2914				
32	0.4311	32	0.2686	32	0.2686				
33	0.4133	33	0.2457	33	0.2457				
34	0.3956	34	0.2229	34	0.2229				
35	0.3778	35以上	0.2000	35以上	0.2000				
36	0.3600								
37	0.3422								
38	0.3244								
39	0.3067								
40	0.2889								
41	0.2711								
42	0.2533								
43	0.2356								
44	0.2178								
45以上	0.2000								

6-7 公衆浴場用建物

(全改:昭47.12告示第304号、全改:昭53.11告示190号、全改:平05.11告示136号、全改:平20.12告示680号、一号線下:平26.06告示217号)

構造別区分									
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート ブロック造及び石造		鉄骨造（骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの）		鉄骨造（骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm以下の もの）		鉄骨造（骨格材の肉厚 が3mm以下のもの）	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.9771	1	0.9765	1	0.9733	1	0.9619	1	0.9500
2	0.9543	2	0.9529	2	0.9467	2	0.9238	2	0.9000
3	0.9314	3	0.9294	3	0.9200	3	0.8857	3	0.8500
4	0.9086	4	0.9059	4	0.8933	4	0.8476	4	0.8000
5	0.8857	5	0.8824	5	0.8667	5	0.8095	5	0.7500
6	0.8629	6	0.8588	6	0.8400	6	0.7714	6	0.7000
7	0.8400	7	0.8353	7	0.8133	7	0.7333	7	0.6500
8	0.8171	8	0.8118	8	0.7867	8	0.6952	8	0.6000
9	0.7943	9	0.7882	9	0.7600	9	0.6571	9	0.5500
10	0.7714	10	0.7647	10	0.7333	10	0.6190	10	0.5000
11	0.7486	11	0.7412	11	0.7067	11	0.5810	11	0.4500
12	0.7257	12	0.7176	12	0.6800	12	0.5429	12	0.4000
13	0.7029	13	0.6941	13	0.6533	13	0.5048	13	0.3500
14	0.6800	14	0.6706	14	0.6267	14	0.4667	14	0.3000
15	0.6571	15	0.6471	15	0.6000	15	0.4286	15	0.2500
16	0.6343	16	0.6235	16	0.5733	16	0.3905	16以上	0.2000
17	0.6114	17	0.6000	17	0.5467	17	0.3524		
18	0.5886	18	0.5765	18	0.5200	18	0.3143		
19	0.5657	19	0.5529	19	0.4933	19	0.2762		
20	0.5429	20	0.5294	20	0.4667	20	0.2381		
21	0.5200	21	0.5059	21	0.4400	21以上	0.2000		
22	0.4971	22	0.4824	22	0.4133				
23	0.4743	23	0.4588	23	0.3867				
24	0.4514	24	0.4353	24	0.3600				
25	0.4286	25	0.4118	25	0.3333				
26	0.4057	26	0.3882	26	0.3067				
27	0.3829	27	0.3647	27	0.2800				
28	0.3600	28	0.3412	28	0.2533				
29	0.3371	29	0.3176	29	0.2267				
30	0.3143	30	0.2941	30以上	0.2000				
31	0.2914	31	0.2706						
32	0.2686	32	0.2471						
33	0.2457	33	0.2235						
34	0.2229	34以上	0.2000						
35以上	0.2000								

7-8 工場、倉庫、発電所、変電所、停車場及び車庫用建物

(1) 一般用のもの (2)及び(3)以外のもの

(全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号、全改:平20.12告示680号、一号線下:平26.06告示217号)

構 造 別 区 分									
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート ブロック造及び石造		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm以下 のもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が3mm以下のもの)	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.9822	1	0.9800	1	0.9771	1	0.9692	1	0.9556
2	0.9644	2	0.9600	2	0.9543	2	0.9385	2	0.9111
3	0.9467	3	0.9400	3	0.9314	3	0.9077	3	0.8667
4	0.9289	4	0.9200	4	0.9086	4	0.8769	4	0.8222
5	0.9111	5	0.9000	5	0.8857	5	0.8462	5	0.7778
6	0.8933	6	0.8800	6	0.8629	6	0.8154	6	0.7333
7	0.8756	7	0.8600	7	0.8400	7	0.7846	7	0.6889
8	0.8578	8	0.8400	8	0.8171	8	0.7538	8	0.6444
9	0.8400	9	0.8200	9	0.7943	9	0.7231	9	0.6000
10	0.8222	10	0.8000	10	0.7714	10	0.6923	10	0.5556
11	0.8044	11	0.7800	11	0.7486	11	0.6615	11	0.5111
12	0.7867	12	0.7600	12	0.7257	12	0.6308	12	0.4667
13	0.7689	13	0.7400	13	0.7029	13	0.6000	13	0.4222
14	0.7511	14	0.7200	14	0.6800	14	0.5692	14	0.3778
15	0.7333	15	0.7000	15	0.6571	15	0.5385	15	0.3333
16	0.7156	16	0.6800	16	0.6343	16	0.5077	16	0.2889
17	0.6978	17	0.6600	17	0.6114	17	0.4769	17	0.2444
18	0.6800	18	0.6400	18	0.5886	18	0.4462	18以上	0.2000
19	0.6622	19	0.6200	19	0.5657	19	0.4154		
20	0.6444	20	0.6000	20	0.5429	20	0.3846		
21	0.6267	21	0.5800	21	0.5200	21	0.3538		
22	0.6089	22	0.5600	22	0.4971	22	0.3231		
23	0.5911	23	0.5400	23	0.4743	23	0.2923		
24	0.5733	24	0.5200	24	0.4514	24	0.2615		
25	0.5556	25	0.5000	25	0.4286	25	0.2308		
26	0.5378	26	0.4800	26	0.4057	26以上	0.2000		
27	0.5200	27	0.4600	27	0.3829				
28	0.5022	28	0.4400	28	0.3600				
29	0.4844	29	0.4200	29	0.3371				
30	0.4667	30	0.4000	30	0.3143				
31	0.4489	31	0.3800	31	0.2914				
32	0.4311	32	0.3600	32	0.2686				
33	0.4133	33	0.3400	33	0.2457				
34	0.3956	34	0.3200	34	0.2229				
35	0.3778	35	0.3000	35以上	0.2000				
36	0.3600	36	0.2800						
37	0.3422	37	0.2600						
38	0.3244	38	0.2400						
39	0.3067	39	0.2200						
40	0.2889	40以上	0.2000						
41	0.2711								
42	0.2533								
43	0.2356								
44	0.2178								
45以上	0.2000								

(2) 塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（保管温度が摂氏十度以下に保たれる倉庫）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの

(全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号、一部改正:平11.03告示132号、全改:平20.12告示680号、一部改正:平21.04告示225号、全改:平26.06告示217号)

構 造 別 区 分									
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート ブロック造及び石造		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm以下 のもの)		鉄骨造 (骨格材の肉厚 が3mm以下のもの)	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.9692	1	0.9667	1	0.9636	1	0.9500	1	0.9385
2	0.9385	2	0.9333	2	0.9273	2	0.9000	2	0.8769
3	0.9077	3	0.9000	3	0.8909	3	0.8500	3	0.8154
4	0.8769	4	0.8667	4	0.8545	4	0.8000	4	0.7538
5	0.8462	5	0.8333	5	0.8182	5	0.7500	5	0.6923
6	0.8154	6	0.8000	6	0.7818	6	0.7000	6	0.6308
7	0.7846	7	0.7667	7	0.7455	7	0.6500	7	0.5692
8	0.7538	8	0.7333	8	0.7091	8	0.6000	8	0.5077
9	0.7231	9	0.7000	9	0.6727	9	0.5500	9	0.4462
10	0.6923	10	0.6667	10	0.6364	10	0.5000	10	0.3846
11	0.6615	11	0.6333	11	0.6000	11	0.4500	11	0.3231

12	0.6308	12	0.6000	12	0.5636	12	0.4000	12	0.2615
13	0.6000	13	0.5667	13	0.5273	13	0.3500	13以上	0.2000
14	0.5692	14	0.5333	14	0.4909	14	0.3000		
15	0.5385	15	0.5000	15	0.4545	15	0.2500		
16	0.5077	16	0.4667	16	0.4182	16以上	0.2000		
17	0.4769	17	0.4333	17	0.3818				
18	0.4462	18	0.4000	18	0.3455				
19	0.4154	19	0.3667	19	0.3091				
20	0.3846	20	0.3333	20	0.2727				
21	0.3538	21	0.3000	21	0.2364				
22	0.3231	22	0.2667	22以上	0.2000				
23	0.2923	23	0.2333						
24	0.2615	24以上	0.2000						
25	0.2308								
26以上	0.2000								

(3) 塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの (全改:昭47.12告示第304号、全改:平05.11告示136号、全改:平20.12告示680号、全改:平26.06告示217号)

構造別区分									
鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造		煉瓦造、コンクリート ブロック造及び石造		鉄骨造（骨格材の肉厚 が4mmを超えるもの）		鉄骨造（骨格材の肉厚 が3mmを超え4mm以下 のもの）		鉄骨造（骨格材の肉厚 が3mm以下のもの）	
経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率	経過年数	経年減点 補正率
1	0.9771	1	0.9733	1	0.9714	1	0.9600	1	0.9467
2	0.9543	2	0.9467	2	0.9429	2	0.9200	2	0.8933
3	0.9314	3	0.9200	3	0.9143	3	0.8800	3	0.8400
4	0.9086	4	0.8933	4	0.8857	4	0.8400	4	0.7867
5	0.8857	5	0.8667	5	0.8571	5	0.8000	5	0.7333
6	0.8629	6	0.8400	6	0.8286	6	0.7600	6	0.6800
7	0.8400	7	0.8133	7	0.8000	7	0.7200	7	0.6267
8	0.8171	8	0.7867	8	0.7714	8	0.6800	8	0.5733
9	0.7943	9	0.7600	9	0.7429	9	0.6400	9	0.5200
10	0.7714	10	0.7333	10	0.7143	10	0.6000	10	0.4667
11	0.7486	11	0.7067	11	0.6857	11	0.5600	11	0.4133
12	0.7257	12	0.6800	12	0.6571	12	0.5200	12	0.3600
13	0.7029	13	0.6533	13	0.6286	13	0.4800	13	0.3067
14	0.6800	14	0.6267	14	0.6000	14	0.4400	14	0.2533
15	0.6571	15	0.6000	15	0.5714	15	0.4000	15以上	0.2000
16	0.6343	16	0.5733	16	0.5429	16	0.3600		
17	0.6114	17	0.5467	17	0.5143	17	0.3200		
18	0.5886	18	0.5200	18	0.4857	18	0.2800		
19	0.5657	19	0.4933	19	0.4571	19	0.2400		
20	0.5429	20	0.4667	20	0.4286	20以上	0.2000		
21	0.5200	21	0.4400	21	0.4000				
22	0.4971	22	0.4133	22	0.3714				
23	0.4743	23	0.3867	23	0.3429				
24	0.4514	24	0.3600	24	0.3143				
25	0.4286	25	0.3333	25	0.2857				
26	0.4057	26	0.3067	26	0.2571				
27	0.3829	27	0.2800	27	0.2286				
28	0.3600	28	0.2533	28以上	0.2000				
29	0.3371	29	0.2267						
30	0.3143	30以上	0.2000						
31	0.2914								
32	0.2686								
33	0.2457								
34	0.2229								
35以上	0.2000								

別表第14 削除

別表第15 耐用年数に応ずる減価率表 (略:償却資産関係)

別表第16 物価の変動に応ずる補正倍数表 (略:償却資産関係)

参考:告示

○固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続の一部を改正する件
(平成26年6月26日 総務省告示第217号)

総務省告示第二百十七号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十八条第一項の規定に基づき、昭和三十八年自治省告示第百五十八号（固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十七年分固定資産税から適用する。

平成二十六年六月二十六日

総務大臣 新藤 義孝

第2章第2節2の表中(7)の項を削り、(8)の項を(7)の項とし、(9)の項から(11)の項までを一項ずつ繰り上げ、同表(12)の項中「(11)」を「(10)」に、「出窓、庇(ひさし)、樋(とい)及び階段」を「樋(とい)、階段及び床間(とこのま)」に改め、同項を同表(11)の項とする。

第2章第3節2の表(14)の項中「その他の工事」を「その他工事」に改める。

別表第8を次のように改める。

【本稿においては木造家屋再建築費評点基準表を省略】

別表第12を次のように改める。

【本稿においては非木造家屋再建築費評点基準表を省略】

別表第12の2を次のように改める。

※表略：上記評価基準と同じ

別表第13を次のように改める。

※表略：上記評価基準と同じ